

## 行政機関が行う評価に係る実態の把握等に関するワーキング・グループの設置について (案)

令和 3 年 5 月 26 日  
政策評価審議会決定

政策評価審議会議事運営規則（政策評価審議会規則第 1 号）第 8 条の規定に基づき、政策評価審議会に、行政機関が行う評価に係る実態の把握等に関するワーキング・グループを置く。

### 1. 審議事項

行政機関が行う評価に係る実態の把握等に関する事項

### 2. 構成員

会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員

### 3. 設置期日

令和 3 年 5 月 26 日